

議員提出議案第 2 号

川崎市理容師法施行条例及び川崎市美容師法施行条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 1 1 2 条及び川崎市議会会議規則第 1 3 条の規定により提出いたします。

平成 2 6 年 1 2 月 5 日

川崎市議会議長 浅野文直 様

提出者	川崎市議会議員	石 田 康 博
	〃	矢 澤 博 孝
	〃	嶋 崎 嘉 夫
	〃	後 藤 晶 一
	〃	岩 崎 善 幸
	〃	岡 村 テル子
	〃	河 野 ゆかり
	〃	東 正 則
	〃	木 庭 理香子
	〃	市 古 映 美
	〃	斉 藤 隆 司
	〃	大 庭 裕 子
	〃	小 川 顕 正
	〃	添 田 勝
	〃	竹 田 宣 廣

川崎市理容師法施行条例及び川崎市美容師法施行条例の一部を改正する条例

(川崎市理容師法施行条例の一部改正)

第1条 川崎市理容師法施行条例（平成24年川崎市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第3条中第10号を第11号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同条第4号中「洗い場」の次に、「（前号の専ら洗髪のに供する設備を含む。）」を加え、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 理容所（衛生上支障がないものとして市長が別に定める理容所を除く。）は、専ら洗髪のに供する設備を有すること。

(川崎市美容師法施行条例の一部改正)

第2条 川崎市美容師法施行条例（平成24年川崎市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第3条中第10号を第11号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同条第4号中「洗い場」の次に、「（前号の専ら洗髪のに供する設備を含む。）」を加え、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 美容所（衛生上支障がないものとして市長が別に定める美容所を除く。）は、専ら洗髪のに供する設備を有すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の2の規定による構造設備の確認を受けている理容所又は現に同法第11条第1項の規定による届出がされている理容所が第1条の規定による改正後の川崎市理容師法施行条例第3条第4号又は第5号（専ら洗髪のに供する設備に係る部分に限る。）の規定に適合しないときは、当該理容所については、増築、改築、大規模の修繕等により当該理容所の構造設備が変更される日までの間、これらの規定は、適用しない。

3 この条例の施行の際現に美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の規定による構造設備の確認を受けている美容所又は現に同法第11条第1項の規定による届出がされている美容所が第2条の規定による改正後の川崎市美容師法施行条例第3条第4号又は第5号（専ら洗髪のに供する設備に係る部分

に限る。)の規定に適合しないときは、当該美容所については、増築、改築、大規模の修繕等により当該美容所の構造設備が変更される日までの間、これらの規定は、適用しない。

提 案 理 由

理容所及び美容所における衛生上必要な措置に、専ら洗髪の用に供する設備を有することを追加するため、この条例を制定するものである。

議員提出議案第3号

川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成26年12月9日

川崎市議会議長 浅野文直様

提出者 川崎市議会議員 石田康博

〃 後藤晶一

〃 東正則

〃 市古映美

〃 小川顕正

川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例（平成13年川崎市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「規則で定めるところにより」の次に「、不開示情報（川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）第8条に規定する不開示情報をいう。）が記録されている部分を除き」を加える。

第16条中「会派が解散し」の次に「、所属議員が1人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され」を、「代表者であった者」の次に「（所属議員が1人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」を、「交付対象議員であった者」の次に「（交付対象議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

議会議員の政務活動費に係る所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。

議員提出議案第4号

川崎市町内会・自治会の活動の活性化に関する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成26年12月9日

川崎市議会議長 浅野文直様

提出者	川崎市議会議員	石田康博
	〃	鏑木茂哉
	〃	林浩美
	〃	後藤晶一
	〃	かわの忠正
	〃	田村伸一郎
	〃	東正則
	〃	雨笠裕治
	〃	木庭理香子
	〃	小川顕正
	〃	松川正二郎
	〃	小田理恵子
	〃	為谷義隆
	〃	月本琢也

川崎市町内会・自治会の活動の活性化に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、町内会・自治会の活動の活性化に関し基本理念、市の責務等を定めることにより、地域社会において重要な役割を担う町内会・自治会の活動の活性化を図り、もって暮らしやすい地域社会の構築に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「町内会・自治会」とは、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的として、一定の区域に住所を有する者（以下「地域住民」という。）の地縁に基づき形成された団体をいう。

(基本理念)

第3条 町内会・自治会の活動の活性化に当たっては、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 地域住民の交流を促進することにより地域住民が相互に協力しながら、自主的に町内会・自治会の活動が行われるようにすること。
- (2) 町内会・自治会の活動が行われるに当たっては、地域住民の多様な価値観及び自主性が最大限に尊重されなければならないこと。

(市の責務)

第4条 市は、地域住民が町内会・自治会に自発的に加入し、又は町内会・自治会を自主的に設立することを促進するため必要な支援を行うものとする。

2 市は、町内会・自治会に対する地域住民の理解と関心を深め、及び町内会・自治会の活動への地域住民の一層の参加を促進するため、広報活動、啓発活動その他の必要な支援措置を積極的に講ずるものとする。

3 市は、町内会・自治会の活動の活性化に関する施策の推進に当たっては、町内会・自治会の意見を勘案して、これを行うものとする。

4 市は、施策、事業等の実施に当たり、町内会・自治会に協力を依頼する場合には、関係部署の連携に努め、当該町内会・自治会の負担が過重にならないよう十分な配慮をするものとする。

5 市は、多くの自主防災組織が町内会・自治会を中心に結成されていることに鑑み、災害の発生に備え、町内会・自治会と連携及び協力するものとする。

(町内会・自治会の役割)

第5条 町内会・自治会は、地域住民の自発的な加入を促進するよう努めるものとする。

2 町内会・自治会は、その活動が、地域住民にとって自主的かつ積極的に参加

し、及び協力しやすいものとなるよう努めるものとする。

3 町内会・自治会は、その運営について、透明性の向上を図り、地域住民にとって分かりやすいものとなるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、町内会・自治会の活動への参加及び協力を努めるものとする。

(町内会・自治会に関する情報の提供)

第7条 住宅の建築又は住宅の販売、賃貸若しくは管理（これらの代理又は媒介を含む。以下「住宅の建築等」という。）を行う事業者は、住宅の建築等を行うに当たっては、当該住宅に入居しようとする者に対して、町内会・自治会への自発的な加入又は町内会・自治会の自主的な設立に資する情報を提供するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提 案 理 由

町内会・自治会の活動の活性化に関し基本理念、市の責務等を定めることにより、地域社会において重要な役割を担う町内会・自治会の活動の活性化を図り、もって暮らしやすい地域社会の構築に寄与するため、この条例を制定するものである。